

1995年3月24日

総理大臣
大蔵大臣
総務庁長官

戻

全国消費者団体連絡会（構成14団体）
東京都渋谷区千駄ヶ谷4-1-13
東京消費者団体連絡センター（構成50団体）
東京都渋谷区千駄ヶ谷4-1-13
日本アルコール問題連絡協議会（構成11団体）
東京都中央区日本橋浜町3-19-3

酒類販売の規制についての要請

政府は、規制緩和を図ることで「不況の克服とともに、国際的な調和をめざす構造変革の第一歩」にしたいとし、各種規制を緩和する方向を目指しています。現存する様々な「規制」が社会にとって必要なものかどうかを改めて検討し、不必要的ものについては、撤廃するべきだと考えます。

これに関して、大蔵省はようやく『現行酒類自動販売機の撤廃を含め酒類の販売方法等について、改善を図る予定である』と発表されました。

お酒は致酔性飲料という「特殊な商品」です。現状ですら、飲酒運転、未成年者飲酒、更にはアルコール依存症等、極めて大きな社会問題が生じています。したがって、お酒の消費量はできるだけ抑制する必要があります。酒類の場合は単に安く、手軽に提供すればよいというものではありません。

なお、欧米諸外国における酒類の販売規制は、我が国のそれをはるかに上回る厳しいものです。

以上の事を考慮し、政府が策定を予定している5カ年計画において、下記の事項を盛り込まれるよう要請します。

記

1. 酒類自動販売機を撤廃し、酒類を未成年者に販売しないチェック機能を充実し、対面販売のみにすること。
2. コンビニエンスストア等は24時間営業の上、セルフサービスのため、未成年者が酒類を買いやすい状況にあるので、深夜販売の自粛、従業員教育等、販売方法の規制を強化するよう営業者への指導を徹底すること。